

岩手県告示第723号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年7月15日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社広嶋商店
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第21地割38番地1
 - ウ 代表者の氏名 廣嶋正良
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7644号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年7月9日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年7月21日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社熊谷塗装
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市石鳥谷町大瀬川17地割18番地
 - ウ 代表者の氏名 熊谷貢
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第9002号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年7月14日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年7月29日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 日之出産業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大沢川原三丁目8番27号
 - ウ 代表者の氏名 中吉睦男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第9417号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年7月28日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年7月21日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社盛岡塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田27地割41番地1
 - ウ 代表者の氏名 山岸隆永
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第20571号
- (3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月8日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成27年7月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ヤエガシ工業

イ 主たる営業所の所在地 北上市二子町宿西132番地

ウ 代表者の氏名 八重樫照男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第50052号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月22日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成27年7月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社FACTOR

イ 主たる営業所の所在地 北上市鍛冶町一丁目4番64号

ウ 代表者の氏名 平野克利

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第50282号

(3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月27日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成27年8月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 上野工務店

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小槌第26地割148番地13

ウ 代表者の氏名 上野正治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第9349号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月23日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成27年8月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 藤敬土木

イ 主たる営業所の所在地 釜石市栗林町第24地割72番地2

ウ 代表者の氏名 藤原敬次

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第110069号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年7月17日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。